

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、王寺町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が
ありました。

平成二十六年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（王寺町都市計画図修正及び総合計画の作成）
- 二 測量の地域 王寺町全域（七平方キロメートル）
- 三 測量の期間 平成二十六年十月二十日から平成二十七年三月二十七日まで